

令和5年8月3日
世田谷区子ども・若者部
世田谷区教育委員会事務局

医療的ケア児の円滑な受け入れに関するガイドライン（素案）について

1 主旨

教育委員会では、平成30年度から医療的な配慮を必要とする児童に試行的に看護師を配置し、令和2年度からは小・中学校での本格的な看護師の配置を開始し、学校等や新BOP学童クラブで過ごすことができる体制の整備を進めてきた。

これまでの取り組みを踏まえ、医療的ケア児の居住地に近い学校等が、円滑に医療的ケア児を受け入れることを目的に医療的ケア児の円滑な受け入れに関するガイドラインの策定を開始し、このたび素案をとりまとめたので報告する。

2 ガイドライン制定の背景

近年、医療技術の進歩に伴い、在宅の医療的ケア児が増加しており、令和3年には全国で約2万人と推定されている。令和3年9月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行された。医療的ケア、医療的ケア児について定義され、学校の設置者は法に基づき、医療的ケア児に適切な支援を行うことが責務とされた。

区には未就学児と特別支援学校等に通学する就学児を含め医療的ケア児が令和4年4月時点で189人いると推計されており、区内には成育医療研究センターもあることから、今後も増加が見込まれる。

教育委員会では、平成30年度から喀痰吸引、経管栄養等の配慮を必要とする児童に試行的に看護師を配置し、令和2年度から小・中学校での本格的な看護師の配置を開始し、令和5年5月現在で8校16名の児童生徒に看護師を配置し、医療的ケアを実施している。

また、新BOP学童クラブでは、令和5年5月現在、5校で医療的ケア児を受け入れており、うち2校に看護師を配置している。

今後、医療的ケア児の増加が見込まれる中で、医療的ケア児の居住地に近い学校等や新BOP学童クラブにおいて円滑な受け入れを進めるために、学校等や新BOP学童クラブが医療的ケア児の受け入れに関して共通の認識を持った理解を促進するとともに、今後の人的支援体制や物的支援体制の整備方針を示すために、医療的ケア児の円滑な受け入れに関するガイドラインを制定する必要がある。

3 ガイドラインと他の計画等の関係性

現在、教育委員会では令和6年度からの「世田谷区教育振興基本計画」を策定中であり、当該計画の実施計画（行動計画）において、学校における医療的ケアと相談・連携の充実について定める方向で検討している。また、障害福祉部で策定を進めている令和6年度からの「(仮称)せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―」の重点的な取組みに、「医療的ケア児(者)の支援」、「インクルーシブ教育推進に向けた土台作り」が定められる予定である。本ガイドラインはこれらの計画の推進に向けた具体的な取り組みを示すものとなっている。

また、本ガイドラインは、教育委員会が令和6年度内に策定予定の「世田谷区インクルーシブ教育ガイドライン」に先行して定めるものであり、「世田谷区インクルーシブ教育ガイドライン」の策定に当たっては、本ガイドラインと整合を図っていく。

4 ガイドライン制定の体制・経緯

障害福祉部が所管する世田谷区医療的ケア連絡協議会の小委員会に、庁内関係所管課で構成する、区立学校等での円滑な受け入れに関する作業部会を設置し、課題抽出や取り組みの方向性等について検討を行い、医療的ケア児の円滑な受け入れのためのガイドライン（素案）を取りまとめた。

今後も引き続き、区立学校等での円滑な受け入れに関する作業部会において議論を続けるとともに、世田谷区医療的ケア連絡協議会小委員会と当本会、学校等管理職、教職員等の様々な立場から意見を聴取し、医療的ケア児の円滑な受け入れのためのガイドラインに反映させ、内容の充実を図っていく。

5 ガイドラインの主な内容

これまでの学校等における医療的ケア児の受け入れの実績を踏まえ、以下について定めた。詳細は、別紙1「素案」のとおり。

- (1) 学校等における医療的ケアについて定義し、関係者の役割を定めた。
- (2) 医療的ケア児の通学や宿泊行事における保護者の同行に対する負担軽減を含む学校等における医療的ケアの実施に向けた人的支援、医療的ケア児の受け入れに望ましい学校環境整備を含む物的支援の体制整備について定めた。
- (3) 相談支援体制、関係機関との連携及び医療的ケアの理解促進について整理を行い、定めた。

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年	9月	常任委員会報告（素案）
		子ども・若者施策推進特別委員会報告（素案）
令和6年	2月	常任委員会報告（案）
		子ども・若者施策推進特別委員会報告（案）
	3月	医療的ケア児の円滑な受け入れに関するガイドライン（案）策定